

## 現代科学技術発展における倫理の挑戦

李 徳順

大江平和 訳

## 一 「三元対立」と「二律背反」の回避

二十世紀における科学技術の目覚ましい発展によって、新奇で、興奮・焦慮・不安を覚えるに十分な、数多くの人間の生存や尊厳に関わる重大な倫理道德の問題が提起された。したがって、これらに関するさまざまの倫理學說、例えば科学技術倫理、環境生態倫理、生命倫理等もその機運に応じて打ち立てられた。これらが二十世紀末及び二十一世紀初頭の一大焦点となったことは、人間の生存發展形態への考察が、新たな段

階に進んだことを示している。

このような「科学技術の挑戦によって興った倫理ブーム」に直面し、いかに深く、かつ全体的にその性質と意義を捉えるか、いかに積極的にその發展の方向を把握するか、という問題について、私は、冷静・明確・深刻な省察の意識をもちながら、まず倫理道德觀念と思想方法自体の合理性と科学化を重視する。そして、科学技術と人文という単純化した「三元対立」、いき過ぎた感情化等の古い觀念の影響によって、新たに（科学技術、経済と道德との間の）調和不可能な「二律背反」

に陥ることを避けなければならないと考える。

今、注目に値する一つの傾向は、人々は意識的であり、無意識的であれ、次のように考えていることである。即ち、これらの倫理の新しい学科・學說の誕生、或いは出現は、科学技術の濫用が人間にもたらす「マインナス」作用を単に回避、或いは減少させるためだけのもの、それらによって、人々の科学技術行為が常軌を逸脱しないよう、一連の規範と一定の制限を設けるためにある、と考えていることである。これらの主張に反映されている「暗示的なセリフ」は、おそらく次のようなものであろう。即ち、すべての科学技術倫理問題の解決は、いずれも既定の倫理道德の立場から出発し、科学技術行為の是非を判定し、あわせて、科学技術に対して、規範性のあるアピールや指令を発するところに見出されるのであり、思考のよりどころとなる倫理道德問題システム自体に対して、実質的な省察・修正を加えたり、發展させたりする必要はないのである。簡潔に言えば、科学技術は一方的に倫理學に「教えを乞い」、人間社会の実践は一方的に哲学に「教

えを乞う」ているのであり、これと同時に、哲学や倫理學が科学技術の發展や人間実践の發展に対して「教えを乞う」ているのではないのである。

もしすべての問題について、倫理學と哲学は、単に科学技術のために「立法」するだけのものであると理解したならば、皮相で偏頗なものに陥らせる過ちを犯すであろう。なぜならば、問題の本質は、まぎれもなく現代人間の科学技術や社会实践の新发展が発信する新情報・新問題にあり、我々の伝統的な倫理道德觀念、ひいては哲学全体から見れば、実際のところ、挑戦は服膺したものよりも多く、衝撃は教えを乞うたものよりも大きいのである。

なぜこのように述べるかといえ、ここに現れている数多くの重大な問題は、すでに伝統理論の枠組みでは答えられなくなっており、しかも伝統理論觀念、及びその前提となる、ある超越的な要請が含まれていることが見て取れるからである。いくつかの基本的な前提となる問題についての新たな批判的考察・回答をふまえて、はじめてそれらに対して有効な答えを出すこ

とができるのである。以下に二つの例を挙げて分析してみよう。

## 二 環境倫理学に関する試論

一つは、ある環境倫理学に関する議論である。生態環境は必ず保護すべきであることをふまえて、従来、議論が交わされた理論の焦点は、我々の理論認識は、「人間を中心とする」原則を根本的に否定するのか、それとも、その含意や内容を新たに理解し、合理的に規範化するのか、という点にあった。例えば、人間はなぜ生態環境を保護するのか。つまるところは人間自身の生存と発展のためなのであるか。それとも、動物と人間同一の「平等な権利」を実現するためであるか。我々は、自然界は変化してやまないものであり、人間の出現とその活動が、地球環境の変化をあるベクトルに方向づけた、即ち、日増しに「人格化」させたことを知っている。しかし、今日から見れば、これらの「人格化」の結果は、必ずしもすべて人間の持続的な生存発展に有益なものとは限らなかつた。それでは、

人間が生態環境保護を意識した時に、その「保護」の動機は依然として人間を中心とするものであろうか。環境に「保護」を加える目標と境界はどこにあるのであろうか。例えば（もし可能であれば）最終的にどのレベルまで保護すべきであろうか。人間の持続的生存発展に適することを原則（これによって人間が同時に引き続き環境を改造する権利を否定するものではない）とするのであろうか。それとも、人間によって改変させられる前の自然な状態（ここから人間の活動の合法性を根本的に否定する結論が導き出されるであろう。なぜなら人間が徹底的に活動、ひいては生存を停止した時に、自然界ははじめて完全にその自然な状態にもとづいて発展することができるからである）に還元させ、保存させることを趣旨とするのであろうか。

明らかに、論争の本質は、依然として人間の宇宙的地位の確定、或いは自然界と人間との関係の確定にある。ここからわかるように、もし思考が迷信や虚偽に陥らなければ、環境倫理学の前提は、依然として人間を中心にするしかなく、我々はこれについて論理的な

回避、或いは否定をすることはできない。このため、筆者は「人間を中心とすること『環境価値』」（中文は『哲学研究』一九九八年第二期掲載、日訳文は『Wildlife FORUM』誌四巻一号一九九八年八月掲載）という論文を発表し、所見を述べ、次のように論じた。「環境価値」という概念の形成は、人間と自然界との関係の認識のあり質の飛躍であり、偉大な進歩であるが、それは決して「自然中心主義」、或いはその他の「非自然中心主義」へ向かうことを意味しているわけではない。それは、「人間を中心とすること」及びその「外郭」への新たな理解と位置づけであり、その外延を開放し、拡大させ、人間に関わるすべての自然界に到達させることである……。一つの比喩を用いると、歴史上、古代人は大自然と人間との関係を「父母のような関係」（人間は自然の中では「大自然は人間の父母であり主宰者である」と見なした。近代人はこれを転倒させ、人間と自然界を「主人と奴隷のような関係」（人間は自然の外では「大自然は人間の奴隷である」）に変えた。現代人は人間と自然環境との間の共存共栄、生死を共にする「一体化した関係」

（人間は自然の中では人間と一体化する）であると意識し始めた——これは人間の自らの生存状態と生存範囲のある種の全く新しい認識である。その根本的な概念は、何らかの形式で引き続き人間と自然との間の相互隔絶と相互外在の状態を保つことではなく、人間自体をより一層高め、拡大し、人間に自然界に対する権利と責任を完全に統一させることである。マルクスの言葉を借りれば、これこそが人間が自然界を自らの「無機体」とすること（「一八四四年経済学哲学手稿」）である。ここから導かれる結論は、必然的に、生態環境保護とはつまり人間自身を保護することなのである。

もしこの説が成り立てば、さらに立ち入って次のような問題が考えられよう。我々人間と自然との関係の考察は、実質的には「人間」自身をどのように理解するか、というところに戻らねばならない。即ち、現実的な「人間」という範疇自体、つまるところいつたい何を指すのであろうか。とくに概念の外延をどのように画定すべきであろうか。——例えば、何が「人間」の生存発展の形態や条件等の「人間自身の内なる」事

柄に属し、何が属さないのか。「人間を中心とする」とき、必ず確保しなければならぬ「外郭」の境界はどこにあるのであろうか。宇宙間のどのような事柄が必ず「人間自身の範囲内」に置かれ、配慮され、保護が与えられなければならないか、どのような事柄をこの範囲外に置くことができるのであろうか。それは人間が干渉する必要がないもの、或いは干渉する能力がないものであろうか等々。これらは人間が自身の「存在」をマクロ的に新たに理解・把握しなければならぬことを意味している。このような存在の実際の過程を十分に理解してこそ、人間と自然との関係の性質を明確に把握することができるのである。

新しい環境価値観は、我々に次のようなことを提起してくれる。即ち、「人間」への理解は、単にそれぞれの現実の個人、或いは民族を指すだけでなく、必ず現実の人間全体をも含まなければならない。また、現実の人間全体を含むだけでなく、未来の人間全体をも含まなければならない。さらに地球上の現実と未来の人間全体を含むだけでなく、地球上のすべての自然界、

### 三 生命倫理学に関する論争

もう一つは、生命倫理学に関する論争である。例えば、「クローン人間」の問題が挙げられる。イギリスの科学者によるクローン羊誕生の成功にともない、いわゆる「クローン人間」の警鐘は、たちまち大きな衝撃を投げかけた。我々は伝統的な倫理道徳観念と感情が、一時世論の場を占めてしまったことを知っている。人々が「クローン人間」は必要か否か、それを許すべきか否かについて論争しているとき、比較的多く、或いは主に考慮したのは、さまざまな道徳の原則と規範であり、「クローン人間」が技術上本当に可能か否かについては全く疑いを抱かなかつたし、考えもしなかつた。ここで、道徳家たちが注意を払うのは、単に「クローン」が人の身体に応用できるか否かについてのみに、新たに「人間」の本質に注目するものではなかつた。逆に、ある科学者たちは比較的明確に新たな問題を提起した。即ちそれは、いわゆる「クローン人間」はつまるところ真の意味の「人間」であるか否か、と

及びこれと関連する宇宙自然環境をも含まなければならない……等々である。これは「人間自身」についての全く新しい考察の角度であり、高さである。この角度と高さから環境問題を考えるとき、おのずと新たに考察上の多くの困難が生じてくる。例えば、我々は人間の生産と生活の継続的な発展・改善を勝ち取っていかなければならないだけでなく、現有の環境も適切に保護していかなければならない。してみると、この二者間の合理的な比例と境界はいったどこにあるのであろうか。「開発と環境保全」との間のスムーズな循環、即ち、「持続可能な開発」にたどりつく合理性の「度合い」はいったい何であらうか等々、これらは必然的に新たな考察の重要なポイントとなっているもの、今日に至っても未だ十分な説明がなされていない。これらの問題に答えようとすれば、つまるところ、いかにして「人間自身」を理解・把握するか、という問題を免れないが、これはほかならぬ最初に哲学や倫理学に課せられた問題でもあったのである。

いう問題であった。なぜなら、彼らは人間が社会的・文化的・歴史的な動物であることに思いあたったからである。

厳密に言えば、それぞれの人間は唯一無二のものであり、複製不可能なものである。まぎれもなく人間がもつさまざまな社会的・文化的・歴史的な要因は、技術的な手段を用いて「クローン」を重複させたり、複製したりすることは全く不可能である。もしアインシュタインの細胞を複製しても、もう一人の相対性理論の発明者を現すことは明らかに不可能である。同様に、ヒトラーの細胞を「クローン」で複製したとしても、再び第二次世界大戦の元凶とはならないに違いない……ここに含まれる問題は明らかに直感的な道徳論争よりもはるかに深刻であることが見て取れる。それは、「クローン人間」問題の真の難しさは、技術を通じて複製した生命の個体が、賦与された社会的属性をいかにして確定するかという点にあることを明らかにしている。この生命体はどのような条件下で、どのような意義のもとで、まぎれもなく現実的で、完全な意義をも

つ人間であり、そして当然もつべき人間のすべての権利と責任を享受するのであるか。また、どのような条件下で、そしてどのような意義のもとで享受しないのか。この問題は過去に遭遇した「墮胎は殺人に相当するか」に関する論争と類似しているところが、実質的にはいずれも何が真の社会的意義上の「人間」なのか、という問題に関連する。この問題は他の問題よりも明らかにより前提性的・根本的・普遍的意義をもつが、哲学や倫理学的意義からは未だに全面的・徹底的な答えは提示されていない。まさにこの論理上の前提の未解決が、現代のこの「クローン人間」論争における鍵の所在なのである。

上述に鑑み、しかるべき考察の空間を残しておくため、私はかつて次のような提案をした。慎重を期すため、「クローン人間」といういい方に「体」という字を加え、暫定的に「クローン人体」と呼ぶこと。また、単に技術的な手段を通じて複製されたものは、最初はただの人間の肉体生命であると認めること。それが完全な社会的な人間であるか否かは、なお合法的な論証

や確認の過程を経なければならぬこと。なぜなら、自然生命の「人体」から現実の完全な「人間」に至る間には、客観的にはある社会発生のプロセスがあり、主観的には新たに凝視し、画定すべき問題があるからである。墮胎論争から始まり、「クローン人間」論争に至るまで、その共通点は「ある（自然的或いは人工的な）個体のヒトの生命の萌芽がどの時点から起こり、どのような状況のもとで、本格的に社会的権利を有する個人となるのか」という点にある。この問題は、今後なお研究を通じてその境界と共通認識を確定しなければならぬ。その上で、はじめてさらにふみこんだ道徳的判断を下すことができるのである。

上述から明らかのように、「クローン人間」の論争は、単に哲学や倫理学がある科学技術のために立法すべきである、或いはどのような法律を立法すべきか、という論争ではなく、まずは自らの全ての学説の前提——「人間」の観念、とくにその概念の内包やバロメータについて——省察や批判を加える論争なのである。現在、ある国や科学団体は、人体の一部の臓器、或いは組織や確認の過程を経なければならぬこと。なぜなら、自然生命の「人体」から現実の完全な「人間」に至る間には、客観的にはある社会発生のプロセスがあり、主観的には新たに凝視し、画定すべき問題があるからである。墮胎論争から始まり、「クローン人間」論争に至るまで、その共通点は「ある（自然的或いは人工的な）個体のヒトの生命の萌芽がどの時点から起こり、どのような状況のもとで、本格的に社会的権利を有する個人となるのか」という点にある。この問題は、今後なお研究を通じてその境界と共通認識を確定しなければならぬ。その上で、はじめてさらにふみこんだ道徳的判断を下すことができるのである。

について「クローン実験」の実施をすでに認可している。このことは、彼らが人間生命の権利を起点として自らの分析的な判断を行ったことを示している。事態の進展と実践の拡大は、我々がこの判断に同意するか否かにかかわらず、必ず「人間個体の生命及びその神圣な権利の起点とバロメータ」について判断を下さなければならぬことを明らかに意味している。この要請の適切さと緊迫性は、人間の生命形態の内在境界についての問題を免れないことを示している。しかもこれは、まぎれもなく哲学と倫理学に最初に答えを出すことを要請している問題でもあり、従来この方面における議論はきわめて不十分であったことを認めなければならぬ。

#### 四 哲学と倫理学の発展・創新・深化

上述をまとめると、環境倫理学の論争は、「人間の存在」の外部境界、或いは極限問題を提起した。生命倫理の論争は、「人間の存在」の内部境界、或いは極限問題を提起した。この二つの問題を合わせると、一つの

問題になる。即ち、いかにして「人間」の生命、或いは存在の空間と時間の境界を捉えるか、という問題である。この問題の意義について多くを述べる必要はないと私は思う。科学技術業界が「人間とは何か」という問題を新たに提起し、従来よりも、より一層精確な答えの提示を要請しているこの時にあたり、哲学と倫理学は、未だ批判が加えられていない伝統的な観念の中に安住すべきではない。既存の観念と方法だけをよりどころとして問題を解決することは、もはや不可能であるがゆえに、挑戦を迎え撃つ意識をもち、基本理論自体の発展・創新・深化に着眼する必要があるのである。

(り)とくじゅん／中国社会科学院哲学研究所副所長  
(訳・おおいへいわ／通訳)